

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名：子育て王国課

市町村名	施設種別	公立・私立の別	施設名 (設置主体)	監査の種類	実施年月日	実地・書面の別	文書指摘事項	改善状況
智頭町	児童館	公立	久志谷児童館 (智頭町)	指導監査 (一般)	令和5年9月21日	実地	文書指摘事項なし	
智頭町	児童館	公立	本折児童館 (智頭町)	指導監査 (一般)	令和5年9月28日	実地	文書指摘事項なし	
岩美町	児童館	公立	本庄中央児童館 (岩美町)	指導監査 (一般)	令和5年10月27日	実地	文書指摘事項なし	
岩美町	児童館	公立	大岩こども館 (岩美町)	指導監査 (一般)	令和5年10月27日	実地	文書指摘事項なし	
八頭町	児童館	公立	八東児童館 (八頭町)	指導監査 (一般)	令和5年11月9日	実地	○各職員が子どもへの不適切なかかわり等を未然に防止するための取組の必要性を認識すること。また、日々の振り返りや子どもの人権・人格を尊重する意識を共有できるよう、施設での子どもへの不適切なかかわり等防止のための体制(マニュアル等)を整備すること。(児童館ガイドライン第6章3(4)②)	【改善済】 子どもへの不適切な関わりが発生した場合の施設内の報告・連絡・相談体制マニュアルを作成し、非常災害対策計画の中に位置づけ、令和5年12月改定した。
八頭町	児童館	公立	下南児童館 (八頭町)	指導監査 (一般)	令和5年11月9日	実地	○各職員が子どもへの不適切なかかわり等を未然に防止するための取組の必要性を認識すること。また、日々の振り返りや子どもの人権・人格を尊重する意識を共有できるよう、施設での子どもへの不適切なかかわり等防止のための体制(マニュアル等)を整備すること。(児童館ガイドライン第6章3(4)②)	【改善済】 子どもへの不適切な関わりが発生した場合の施設内の報告・連絡・相談体制マニュアルを作成し、非常災害対策計画の中に位置づけ、令和5年12月改定した。

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。  
 ・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。